

大阪広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例の
あらまし

- 1 公開してはならない行政文書に、特定の個人を識別することができなくても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録されているものを追加します。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。